

139  
140  
141  
142  
143  
144  
145  
146  
147  
148  
149  
**150**  
151  
152  
153

# 主月税連

青税連・日税連執行部との懇談会

—「オーナー課税」「建議権」などを議題に—

July.15.2008 No. **150**

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン401  
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

# Zenkoku Aozeiien

No.150 JULY.15.2008

# Content

会長退任挨拶 ————— 川崎賢二 P.3~4

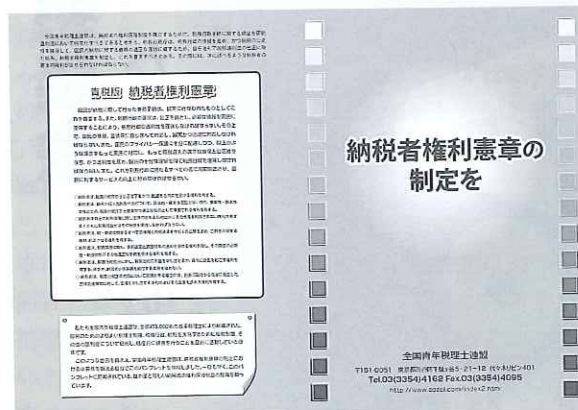
**日税連執行部との懇談会** ————— P.4~6

## 納税者権利憲章制定推進委員会活動報告

委員長 鳥居 翼 ————— P.6~7

司法過疎地での  
無料相談会に参加

組織部長 大沼はるみ — P.7~8



## 公益的業務対策委員会活動報告

委員長 池田 充 ————— P.8~9

**青税の組織問題を考える** 組織部長 大沼はるみ — P.10~12

全青税ホームページアドレス <http://aozei.com>

## 会長退任挨拶

### 一年を振り返って

#### 会長 川崎賢二



皆さんこんにちは。会長の川崎賢二でございます。

この1年間というもの無我夢中で会長職を務めさせていただきました。気が付きましたら早この1年を振り返る時期を迎えました。『光陰矢のごとし』の意味を改めて実感しております。

本年度の全国青年税理士連盟の事業活動も終盤となりました。本稿にて簡単に本年度の事業活動のご報告と若干の私見を申し上げます。

#### 本年度の活動総括

全国青年税理士連盟は国民のための税理士制度及び租税制度の確立をその活動目的としています。私は全国青年税理士連盟の会長職を務めるにあたり、我々の主張をより広め活動目的を実現化していくためにはどのようにしたらよいか、ということを考えてみました。一般の人たちに語りかけるのも一つでしょう。誰に対して訴えていくのかでその方法論が異なります。様々な可能性を探る中で決定したのが、国会議員へのアプローチでした。国会議員を中心に全国青年税理士連盟の意見及び主張を伝えていこうということでした。

まず国会議員にどうしても伝

えたかったこと、それは特殊支配同族会社制度の廃止でありました。与野党を問わずいわゆるオーナー課税制度についての説明と中小企業に与える影響を中心に国会議員に教えるというスタンスで陳情しました。また国税退職職員への顧問先斡旋問題についても国会議員に訴えました。国会議員全体の一部の方にはしかお会いできませんでしたが、それなりに得るものは大きかったです。任期中にもう1度議員会館に陳情に参りますが、次年度の税制改正に対する陳情の場合には遅くとも6月末には行わないとせつかくの陳情も反映されないといったことなど、本年度得た様々な経験と知識はとてもし義がありました。これらの経験をぜひ次年度以降にも役立てていただきたいです。

#### 納税者権利憲章の啓蒙

また、納税者権利憲章の制定推進の運動も積極的に取り組みました。前年度に納税者権利憲章案を作成しておりましたので、これを生かしていかに世に広めるとともに、その必要性を訴えていくかということを中心に検討してきました。その結果としてカラーのパンフレットの製作にまで至りました。後日皆さん

のお手元にも届くことと存じますが、かなりできのいいものができたと確信しております。今後国会議員全員に送り、次回の国会陳情に持参していく予定であります。今後はこのパンフレットを中心に納税者権利憲章の制定に向けての積極的な運動をしてほしいです。

#### 制度問題の検証

税理士制度の問題につきましては平成14年施行された改正税理士法の検証を行いました。議論が集中した論点は資格取得制度、とりわけ公認会計士や弁護士への自動資格付与の論点でした。現段階ではこの資格取得問題も含め本年度の全国青年税理士連盟としての意見書という形ではまとまっておりませんが、任期中には何らかのメッセージを発信していきたいと考えております。

今後制度問題を検討するにあたり無視できないのが、他士業法との比較及び整合性であります。資格取得制度、研修制度、資格の更新制度、補助税理士制度等を論点として採り上げた場合、他士業においては我々よりも先行して実施されている制度もあり、比較検討する価値はあるのではないかと考えます。一

方的に税理士法の立場のみで主張するのではなく、関連する他士業法との整合性も検討した上での主張でなければ勝手な主張で終わってしまいます。今後の検討課題であります。

また、司法書士法の歴史を学ぶ機会がありました。その中で戦後間もなく法務省は自らの仕事量を減らすために司法書士の数を増やす政策をとり、資格取得をさせやすくしました。その結果、法務省の思惑とは異なり、でたらめな登記申請書類が激増し、かえって混乱を招き法務省の仕事が増えてしまったということがあったそうです。これを境に資格取得制度も改め、司法書士会への強制入会制度としてきたということです。無償独占やアウトソーシングの問題でも同様の話は想定できると言えます。行政側の仕事を減らそうとした結果、逆の効果にもなりか

ねないということは十分にありえます。歴史に学ぶことは多いのですが、税理士業界における無償独占問題やアウトソーシング問題をあてはめて考えることができるのではないのでしょうか。このような意味も含めまして、今後の税理士制度論には他士業法の研究も欠かせないことと考えます。

### 法対策活動への取組み

この他、法対策部の活動では司法過疎地への取組みにつきましましては他頁にて詳細な報告が掲載されておりますが、本年度は日頃からお付き合いのあります全国青年司法書士協議会のご協力の下、新たな試みとして従前とは違う形で支援活動することができました。次年度以降も継続して取り組んでほしいです。

まだまだ触れたい活動報告も

ありますが、本稿では紙面の関係上で省略させていただきます。本年度の事業活動の詳細につきましては、総会議案書にてご確認して下さい。

以上、本年度の活動のご報告をしました。全国組織の会長職はいかに大変であるかを実感することができました。私ができるように全国青年税理士連盟の会務運営を無事に推進することができましたことも会員の皆さんを始め、役員の方々のご支援とご協力のお蔭であります。そして私を支えて下さいました皆さんに厚く御礼申し上げます。1年間本当にありがとうございました。8月3日のさいたま大会では一人でも多くの皆さんに直接御礼の言葉をお伝えできればと存じております。さいたま大会でお会いできることを楽しみにしております。

## 日税連執行部との懇談会

### 「オーナー課税」「建議権」「税理士法改正」などを議題に懇談

平成20年1月17日／日本税理士会館

広報部長 安藤雅康  
(名古屋)

去る平成20年1月17日、日本税理士会館において日本税理士会連合会（以下「日税連」という）執行部との懇談会が開催された。日税連からは池田隼啓会長、小林健彦専務理事、宮田義見専務理事、高田住男専務理事、小島忠男総務部長の5名が出席された。全青税からは、川崎会長他10名が出席した。

最初に小島総務部長の開会の挨拶があり、続いて池田日税連会長と川崎会長より挨拶があった。懇談会は、オーナー課税、建議権、税理士法改正を主なテーマに、全青税からの質問に日税連が回答する形式で意見交換が行われた。以下はその要旨である。

#### 1. オーナー課税について

全青税「全青税では平成19年11月にオーナー課税廃止に向けて、国会陳情をおこなった。日税連のオーナー課税問題に対するスタンスを聞かせていただきたい。」

日税連「日税連としては、建



川崎全青税会長



池田日税連会長

議書の中で廃止すべきとの意見を述べている。また日本税理士政治連盟と協力して政治家へ働きかけ、自民党の平成20年度税制改正大綱では「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度については、その適用状況を引き続き注視する。」という文言を入れてもらうことができた」

全青税「商工会議所など他団体と協力して、オーナー課税廃止運動を行うことは考えているか？」

日税連「結果として同じ主張をすることはあるだろうが、各団体において性格や立場が異なるので、協力して運動するというのはなじまないと考える。」

全青税「オーナー課税の見直しは税制改正の優先項目となっていないが、中小企業からの強い要望があり廃止へもってゆくべきと考えている。日税連も、引き続きオーナー課税廃止へ向

けて注力していただきたい。」

## 2. 建議権について

全青税「土地等・建物等の譲渡損失の損益通算不可、オーナー課税などの唐突な税制改正は、税理士の常識からみて問題があるかと思う。日税連として建議権を有効に行使できているか？」

日税連「建議書の提出については義務的・形式的になりつつあり、反省する時期に来ている。池田会長になってからは、立法段階で日税連の意見を反映させるため、財務省主税局や各政党税調、議員連盟等に建議書を持ち込んで継続的な話し合いの場を設けるよう活動している。主税局との対話もできるようになりつつあり、良い方へ向かっている。」

全青税「税理士会・日税連は、

建議権を有効に行使し立法過程において専門家としての意見をしっかりと述べていただきたい。また、建議権とは別の話であるが、政府税制調査会に実務家の税理士を入れるよう日税連から働きかけて欲しい。」

## 3. 税理士法改正について

全青税「公認会計士、弁護士への税理士資格付与は、納税者に不利益を及ぼすと考えられるか？」日税連「公認会計士税理士、弁護士税理士が納税者に不利益を及ぼすという主張は、国民の目線に立った考えといえるのか？資格付与廃止論は、規制改革という国策に逆らうものであり、税理士法改正を目指すのであれば、主税局にその根拠・理由を十分説明できなければならぬ。税理士のエゴからくるものであれば誰も認めてく



全青税からの出席者



日税連からの出席者

れないだろう。すでに、アウトソーシングという社会環境の変化にどう対応してゆくべきか考える時期に来ている。」

全青税「税理士の数が増える  
と飯が食えなくなるという問題  
ではない。規制改革・民間開放  
推進会議は税務官公職員に対す  
る資格付与について、税理士試  
験を受けるべきとの答申を出し  
ている。税の専門家でない公認  
会計士、弁護士に税理士資格を  
付与することは、結果として納  
税者に不利益を及ぼすと考え  
る。」

#### 4. 研修制度について

全青税「資格付与との関連で、  
研修制度について何か手当を考  
えているか？」 日税連「税理  
士の資質向上のため研修を行っ  
ている。税理士としての仕事が

ちゃんとできない人がまかり通  
ってはいけないのは当然であ  
る。ただし、それは資格付与者  
であっても、試験合格者であっ  
ても同じことで、入り口論の問  
題ではない。」

全青税「研修会に出て来ない  
税理士も少なからずいるが、そ  
ういった者に対しては業務停止  
など何らかのペナルティを課し  
ても良いのではないか？」

日税連「登録時研修を受けな  
い者に対して説明を求める権利  
を検討している。また、税理士  
ICカードのバーコードを利用  
して研修の出席状況を管理する  
システムを導入する予定であ  
る。」

#### 5. 補助税理士 について

全青税「税理士を2つに区分  
して、開業税理士でなければ顧

客を持たないとする今の税理士  
法には問題がある。特に若い税  
理士にとってありがたい制度  
である。」

日税連「制度上、補助税理  
士・開業税理士を選ぶことがで  
きる。補助税理士が嫌なら開業  
税理士を選択すればいい。」

全青税「税理士であれば顧客  
を持つことができるのは当然で  
あり、納税者の選択肢を広げる  
ためにも補助税理士にも顧客を  
持てるようにすべきである。」

日税連「一度、開業税理士と  
補助税理士に分けたものを元に  
戻すことは考えられない。ただ、  
補助税理士制度について全青税  
の意見を聞かせて欲しいし、意  
見書を出してもらえば日税連と  
しても大いに検討したい。」

以上で、約2時間の懇談会は  
閉会した。

## 納税者権利憲章制定推進委員会活動報告

### パンフレットを作成して広報活動

委員長 鳥居 翼 (名古屋)

昨年度、2007年6月理事会に  
おいて「青税版納税者権利憲章  
(案)」は承認を得ました。これ  
を受けて本年度は、納税者権利  
憲章の制定に向けて、広報活動  
を中心に活動しました。

#### 1. パンフレット「納税者権利 憲章の制定を」の作成

広報活動に際して広報資料の  
作成を、と考えたのですが「ど  
こに向けて」「どのような内容  
を」といったところで、なか

か定まらず、会長はじめ、理事  
の皆様にご迷惑とご心配をおか  
けてしまいました。

今年の2月、確定申告最中に  
菅原法対部長から電話(区役所  
の無料相談の休憩中)があり、  
「一度有志で詰めませんか」と  
いう提案がありました。そして、  
確定申告明けの3月20日に某所  
で会長らを交え、議論の上「今  
回は国会議員、マスコミといっ  
た政治や世論を動かす側、また  
青法協、青司協といった関連団

体に配布していこう」という方  
向性が固まりました。そして、  
ようやくそこでパンフレットの  
たたき台を作成することができ  
ました。この日は深夜3時まで  
つづけられ、強烈な記憶として  
残っています。

このたたき台は3月の仙台理  
事会へ上程しました。これをス  
タートとして、理事の皆様から、  
同理事会やMLで寄せられた内  
容や表現についていろいろなご  
意見を頂きました。それを受け

校正した後、5月京都理事会にて承認頂き、パンフレットは完成しました。話は前後しますが、A3見開きといった限られたスペースの中に納税者権利憲章の必要性をまとめるに際して、全ての意見を集約しきれなかったのは、私の力不足ということもあり、多少の残念さと申し訳なさが残るところです。

## 2. パンフレットの公表

これを書いている時点（6月8日）では、配布先にいきわたっていません。このパンフレットの「デビュー」というのは6月26日の国会陳情に持参するところからです。そこでどのような反応があるか期待と不安の交じり合った気分であります。

あと、会員の皆様や、青法協、青司協といった関係団体の配布の他、私がこの納税者権利憲章と深く関わるきっかけとなった昨年名古屋で開催された人権研究交流集会の関係者に配布することにもなりました。

最後に、このパンフレットが一人でも多くの方に「納税者権利憲章」を必要性を知らしめて、制定への一里塚となることを祈りつつ、結びとさせていただきます。

納税者権利憲章の制定を

**1. 納税者権利憲章とは**  
憲法制定の経緯、納税者権利の由来を解説したものです。

**2. 納税者権利憲章をなぜ必要か**

(1) 納税者権利の意義

① 納税者権利の意義とは  
納税者権利とは、納税者が国家に対して持つ権利の総称です。これは、納税者が国家に対して持つ権利の総称です。これは、納税者が国家に対して持つ権利の総称です。

② 納税者権利の意義とは  
納税者権利とは、納税者が国家に対して持つ権利の総称です。これは、納税者が国家に対して持つ権利の総称です。これは、納税者が国家に対して持つ権利の総称です。

③ 納税者権利の意義とは  
納税者権利とは、納税者が国家に対して持つ権利の総称です。これは、納税者が国家に対して持つ権利の総称です。これは、納税者が国家に対して持つ権利の総称です。

(2) OECDが定める「納税者の権利の原則」  
OECDのOrganisation for Economic Co-operation and Development（経済協力開発機構）が1998年に「納税者の権利の原則」を制定しました。これは、納税者の権利の原則について定めたものです。

① 納税者の権利の原則  
納税者の権利の原則とは、納税者が国家に対して持つ権利の総称です。これは、納税者が国家に対して持つ権利の総称です。これは、納税者が国家に対して持つ権利の総称です。

② 納税者の権利の原則  
納税者の権利の原則とは、納税者が国家に対して持つ権利の総称です。これは、納税者が国家に対して持つ権利の総称です。これは、納税者が国家に対して持つ権利の総称です。

③ 納税者の権利の原則  
納税者の権利の原則とは、納税者が国家に対して持つ権利の総称です。これは、納税者が国家に対して持つ権利の総称です。これは、納税者が国家に対して持つ権利の総称です。

(3) 納税者権利憲章の意義

納税者権利憲章とは、納税者が国家に対して持つ権利の総称です。これは、納税者が国家に対して持つ権利の総称です。これは、納税者が国家に対して持つ権利の総称です。

項目	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	韓国
納税者権利憲章の制定	X	O	O	O	O	O
納税者権利憲章の意義	X	O	O	O	O	O
納税者権利憲章の意義	X	O	X	X	O	O
納税者権利憲章の意義	X	O	O	O	O	O
納税者権利憲章の意義	X	O	O	X	O	O

① OECDが定める「納税者の権利の原則」  
OECDのOrganisation for Economic Co-operation and Development（経済協力開発機構）が1998年に「納税者の権利の原則」を制定しました。これは、納税者の権利の原則について定めたものです。

② OECDが定める「納税者の権利の原則」  
OECDのOrganisation for Economic Co-operation and Development（経済協力開発機構）が1998年に「納税者の権利の原則」を制定しました。これは、納税者の権利の原則について定めたものです。

③ OECDが定める「納税者の権利の原則」  
OECDのOrganisation for Economic Co-operation and Development（経済協力開発機構）が1998年に「納税者の権利の原則」を制定しました。これは、納税者の権利の原則について定めたものです。

# 「全青司」開催の無料相談会 (宮城県亘理町) に参加して

19  
・  
12  
・  
8

組織部部长 大沼はるみ (神奈川)

平成19年12月8日（土）、宮城県亘理町で開催される無料法律相談会に参加してまいりました。これは全国青年司法書士協議会（以下、全青司という。）が年2回（6・12月）、宮城県亘理町で開催してられる無料相談会です。本日は、その無料相談会参加のレポートをご報告します。

事の発端は、私が前年度に全国青税で法対策部公益的業務委員長であった頃、平成18年に出席した全国三青会でした。

その席で、全青司では司法過疎地対策の一環として、日本全

国の市町村に無料相談会開催申出を送付し、開催依頼のあった市町村へ赴くという方法を採用されることを伺い、今回の亘理町での無料相談会実施についての情報を得ました。

そして、城田前全青税会長から、公益的業務委員会の税務過疎地対策の一環として、同道させて頂いて視察してきてはどうか、自らも赴くつもりでいるとの助言を頂き、すぐに参加することを全青司の司法過疎地ご担当の野崎司法書士（名古屋青司協）にお願いしたのです。その後、平成19年夏からの新年度では組織部長を仰せつかりまし

たので、みちのく青税の組織対策のご相談を伺う使命も帯びて（?!）、いよいよ12月8日に仙台へ向かいました。

当日は素晴らしい快晴でした。仙台駅で宮城青司協の方に車に乗せていただき、途中名古屋から飛行機で来られた野崎司法書士と空港で合流して、約1時間強のドライブを経て到着した亘理町は、温暖で実り豊かな町でした。果樹や花の栽培が盛んで、イチゴが名産です。近年は、郷土料理のはらこ飯（ご飯の上に鮭の身とイクラ（はらこ）を乗せたものです）がマスコミでとりあげられて有名ですので、残念ながら亘理町を耳にされたことがなくても、はらこ飯を召し上がったことのある方はおられるのではないのでしょうか。

亘理町では、毎年の全青司の

ご尽力の賜物で、当地の方々の歓待を受けました。そして町内会館の会議室を3室ご用意頂き、午前10時から午後3時まで、相談者がひっきりなしに訪れる盛況の日でした。相談会は事前予約制となっており、町役場が事前準備をきちんとしてくださっていたこともあり、相談者をお待たせすることなく、時間が無駄になることもなく多くの相談者の方々と対応できていました。

今回は初の税理士参加ということで、現地でご期待頂いたのですが、残念ながら税金関係のご相談は3件だけでした。相談内容は、税金滞納、贈与税、相続及び譲渡です。その中には、もうちょっと早くご相談頂いていけば、軽微な解決策で済んだかもしれない内容もあり、「どうすれば良いのか、誰に相談すれば良いのかわからず、ずっと一人で悩んでいた」という納税者の方の言葉が胸に響き、税務過疎地における公益活動の必要性を痛感しました。

今回の無料相談会の広報方法



宮城県亶理町相談会参加者

が、従前の町内全戸回覧から広報誌掲載へと変わったために相談者が約半数に半減（それでも33件）となってしまったため、税務相談もさほど無かったとのことですが、伺ったところ、過去の相談会では相続や譲渡の相談が多く、税理士がいないために相談にきちんと対応できず、困ったこともあったそうです。

また、全青司では昨年10月には亶理町より、市民向け勉強会への講師派遣（消費者問題）の要請を受けて、会員を派遣されています。巡回法律相談会による交流を通して、行政と良い関係も構築されているようです。

次回の亶理町での無料相談会は、平成20年6月7日（土）に開催されます。この全青税広報誌がみなさまのお手元に届くころには過去の話となっておりますが、この無料相談会に、全青税から何人かご参加くださると伺っております。全青税では、小笠原諸島や三宅島等と、何年も前から公益活動として税務過疎地における無料税務相談会に協力していますが、亶理町での全青司に協力しての無料相談会が、さらなる公益活動の足がかりとなり、組織部長という立場としましては、全青税の組織拡大にも資する活動になるのではないかと考えております。

## 公益的業務対策委員会活動報告

委員長 池田 充（東京）

全国青税では、税理士に求められる社会的・公益的活動を実践するため、単位青税の無い地域や単位青税としての活動が難しい地域における法律相談会等に積極的に参加することとしています。今回は5月と6月に参加した次の相談会について報告

いたします。

**相談会開催地：**  
福岡県築上郡上毛町

平成20年5月17日に福岡県の上毛町で開催された福岡県青年司法書士協議会主催の法律相談会に参加しました。福岡県青年

司法書士協議会では、事業の一つとして福岡県各地の市町村で法律相談会を開催し市民の司法アクセス拡充に向けた活動を行っています。今回は全国青年司法書士協議会（以下、「全青司」とする）を通じて福岡県青年司法書士協議会に依頼し、相談会





上毛会場での受付

への参加許可をいただきました。  
 相談会が開催された上毛町は、人口およそ8千人で大分県との県境にある町です。今回の相談件数は全部で8件でしたが、過去における同町での開催時よりも多くの相談がありました。私は、相続等の税務問題が関連すると思われる相談について、司法書士と共に町民の方々の相談に対応しました。

**相談会開催地：  
 宮城県亶理郡亶理町**

平成20年6月7日に宮城県の亶理町で開催された相談会に参加しました。今回の相談会は、町民のための特別人権無料法律相談として年に2回、地域の人権擁護委員と司法書士が共同して開催し、宮城県青年司法書士会では毎回10名以上が参加しています。今回は全青司を通じて宮城県青年司法書士会に依頼し町からも承諾を得て、全国青税から私を含め2名の税理士が参加しました。なお、全青司からも北海道と愛知県の司法書士が参加いたしました。

亶理町は、人口およそ3万6千人の宮城県南部の町です。当日は全体で35件の相談があり、税理士は相続や不動産売却などの税務問題が関連すると思われる相談について、司法書士と共に対応しました。



亶理町相談会参加者

相談会の開催は、会場の確保から住民への広報など、事前の準備が大変重要になり、さらに相談会の開催を継続していくには、住民並びに町役場等の理解も必要になります。それには地道な努力と法律家としての理念が重要になると考えます。

住民の方たちは悩みごとがあり相談会に足を運びますが、その悩みを解決するには、どのような法律家に相談すればよいのかわかっていない場合が数多くあります。したがって、それに対応するためには青税も他士

業の方々と連携し、住民の方たちの悩みが少しでも早く解決できるように、総合的な相談会の開催や参加について積極的に活動すべきであると感じています。

今後は全国青税として、全青司や他の団体と連携しての相談会の開催や参加をしていくとともに、各地域の税理士に対して青税の理念を伝え地元の司法書士等との連携を深めてもらうことについても、合わせて活動していければと考えています。

**川崎賢二会長  
 古川元久議員と懇談**

平成20年6月26日午前10時30分より衆議院議員第2会館にて民主党衆議院議員の古川元久先生と懇談をしました。内容としては、「特殊支配同属会社法制の廃止法案の提出について」と「退官国税職員の顧問先斡旋の廃止について」を中心に話を進めました。また、『納税者権利憲章の制定を』を持参し、その制定実現に向けての要望をしました。



# 青税の組織問題を考える

—仙台会合での各単位会発言要旨の集約—

組織部長 大沼 はるみ (神奈川)

各単位青税における組織問題や組織対策についての問題提起と相互の情報提供、及び全国青税への要望や情報提供をいただくことにより、各単位青税及び全国青税の一層の組織拡充を図ることを目的として、平成20年3月29日(土)仙台市民会館において話し合いが行われた。以下は、その要旨である。

## 1. 各単位青税における組織問題の現状

- ①会員数(内、正会員数)
- ②年会費
- ③最近の会員数の増減の状況
- ④役員構成
- ⑤組織部の活動状況

### 《岐阜青税》

(以下、発言順番に掲載)

- ①正会員 52名、準会員(満45歳以上) 48名
- ②正会員 30,000円、準会員 24,000円(全青に登録する人は30,000円) そのほかに、入会金6,000円
- ③6名退会、6名入会  
45歳以上も積極的に勧誘する、支部長クラスにも勧誘する。  
準会員の先輩方はあまり参加されないが、会費未納者はいない。
- ④15名(若い人が中心) 例会は20名程度出席
- ⑤副会長と組織部長が中心となり、役員全員で勧誘活動をする  
組織部長は、新入会員のフォローをする

### 《名古屋青税》

- ①正会員 200人、賛助会員(41歳以上) 350人 年齢制限40歳あり。
- ②10支部あり、各支部によって違う。20,000円~25,000円くらい

その中から名青税へ会費(正会員17,000円、賛助会員13,000円)を払うシステム。

- ③正会員は最近減少傾向にある。
- ④正会員のうち55名以内が理事  
会長1名、副会長、5部会(総務、研究、制度、厚生、組織広報)、2委員長、2監事
- ⑤名古屋青税の各支部に勧誘は任せている。

### 《近畿青税》

- ①正会員 370名、準会員 400名 年齢制限40歳あり。
- ②各支部によって違う。20,000~28,000円
- ③
- ④役員80~90名、実働20~30名
- ⑤組織部は各支部にあり、各々に勧誘を任せている。大都市に入会者が集中している。それ以外の地域への勧誘が必要。

### 《東京青税》

- ①正会員 431名、準会員(未登録者) 83名 年齢制限なし。
- ②正会員 24,000円、準会員 6,000円
- ③2~3年前は規約改正のため減少したが、今年は増加傾向にある
- ④幹事84名+2名  
会長、副会長、8部、特別委員会(今年は14の委員会、21名)  
特別委員会は部長等が兼任
- ⑤組織部は、部長及び副部長2名、委員4名で活動している。

### 《埼玉青税》

- ①正会員 70名前後、準会員(未登録者) 15名前後 年齢制限なし(代表も)
- ②正会員 18,000円、準会員 8,000円

③会費を2年滞納した人が退会

- ④会長、副会長、7部 会長が役員数を適宜決定する。現在は30名程度。
- ⑤組織部は数年前から存する。

### 《神奈川青税》

- ①正会員 129名、年齢制限及び準会員なし。
- ②27,600円、入会2年目までは半額。
- ③10名退会、2名入会
- ④幹事は会員数の割以上という規定あり、その中から代表、副代表(3名以内)、5部、監事2名
- ⑤組織部はなく、幹事全員で勧誘活動をする。

### 《千葉青税》

- ①正会員 90名、準会員(未登録者) 10名、年齢制限なし。
- ②正会員 24,000円、準会員 8,000円
- ③6名入会、2名退会  
会費を滞納しても退会させなかったため、滞納者が増加してしまっている。
- ④会長1名、副会長3名、各部長+部員3名 合計20名程度であるが、実働人員は1割前後、とくに最近増加している社員税理士や補助税理士は活動に参加することが時間的に厳しいため、人員確保に苦慮している。
- ⑤

## 2. 各単位青税における組織問題についての対策及びその成功例、失敗例

### 《岐阜青税》

新入会員はまず秋季シンポに誘い、入会2年目には役員になってもらう。  
若手に研修企画を任せたりと、若手中心の活動を行っている。

最近では活動に参加することが時間的に厳しい勤務の人が多いため、幹事会を土曜日に開催したり、会議の機会を減らしてメールのやりとりを増やしたりと工夫をしている。

全国大会・秋季シンポに積極的に参加してもらい、全青にも興味をもってもらおう。

若い人をみたら、とにかく声をかける、特に勧誘方法に決まりはない。

対内的には、若い人に自分たちのやりたい内容の研修を企画させているので、実務に直結するような研修や、講師に著名人を招く研修が多い。

#### 《名古屋青税》

構成人数について各支部のばらつきが大きい。理事を出すのも難しいところもある。

勧誘は各支部に任せている。各支部から全青へ出てきてくれる人は、それほど多くいないのが現状である。

去年は全国大会が岐阜だったので、参加を呼びかけ、沢山参加するよう頑張った。

以前は全国大会の動員を各支部に割り当てたりしたが、最近はやめている。

研修会の後に歓迎会を行ったりと、新入会員の獲得に注力している。

#### 《近畿青税》

証憑伝達式に参加して、研修案内を配布している。その際に、登録者の情報を確保して各支部に対応させている。

入会する人数は多いが、定着が問題。

組織部の行事内容として、ボーリング大会・バス旅行・韓国語講座などを行っている。組織部は厚生部も兼ねている。

##### ＜近畿青税大阪支部＞

大阪では、3～4年前から「青税わかばクラブ」を作って、体験入会をしてもらっている。会費無料。証憑伝達式のときに情報を入手して案内を送る。人手があるときは、その後に各々電話勧誘も行っている。しかし、そのうち8割は一度来て、その後は参加しないのが現状である

が、若い会員の入会は増えてきている。

#### 《東京青税》

対外的には、大原簿記学校及びTACへ合格者祝賀会の案内状の送付とポスターの掲示を依頼している。東京税理士会入会者と官報の情報のつきあわせを行い、官報合格の入会者へダイレクトメールを送っている。ホームページの内容も充実させた。

新合格者の同期会を作り、集まってもらっている。今では一番人気の企画。合格者祝賀会のあと、4月に開催している。(第57回合格者は15～20名参加予定である)

やはり定着率が問題であるので、新入会者の興味を惹くよう、入会5～10年目の会員を講師にし、何でも質問できる気さくな研修を年3回くらい開催している(去年は1回)

以上の対策により、退会傾向がかなり緩和されてきているように感じている。

活動のインフォメーションの発送を紙面による郵送のみとするか、紙面+メール配信とするか、というペーパーレスも試行しようとしたが、会員へ浸透せず、結局総務部の負担が増えるだけであったので、紙面による郵送のみという形態に戻した経緯があった。

#### 《埼玉青税》

対外的には、東京青税の合格者祝賀会に参加し、そこに参加している埼玉県在住者に対する、埼玉青税の合格者祝賀会への勧誘がメインである。

今年は、ショックなことがあった。合格者祝賀会の二次会に誘ったところ、「二次会は自分たち合格者だけで集まって飲みたい」と言われた。これが若い人たちの現状なのか。

対内的には、幹事は30人ほどいるが、幹事の求心力が低下しており、例えば半分以上の幹事が全国大会は自分に関係ないと思っている。自分が青税活動をどこまでやるか、線引きしてしまっている人が多い。

関信越独特のシステムである県支

部連合会の活動が活発で、青税が際立っていない。

若い合格者自体が少ないため、個別に勧誘するしかない。

支部役員をやるために、青税を退会するケースもある。

活動のインフォメーションの発送を紙面による郵送をためてメール配信にしたいが、サービス低下ととられて会員数が減少してしまいそうで、できない。

メール配信とするか紙面発行とするかは、内容にもよるのではないかな。

#### 《神奈川青税》

対外的には、東京青税の合格者祝賀会に参加し、そこに参加している神奈川県在住者に対する、神奈川青税の合格者祝賀会への勧誘がメインである。

2～3人が何とか入会してくれるという状況。

活動人数が少ないため、入会1年目から部長になるケースも最近が多い。

東京地方会の入会者にダイレクトメールを出している。

対内的には、新入会員向けの研修会を開催したり、厚生事業や幹事会の後に、新入会員をターゲットに飲み会に誘ったりしている。

秋季シンポ・全国大会への参加は、不足分は会員名簿をかたはしから電話して動員している。

今年度、総務部の負担を減らすため、活動のインフォメーション発送のペーパーレス化を試行し、希望者から順次、紙面郵送からメール配信に変えてゆくこととした。その結果かどうかは定かではないが、実際大幅に会員数が減少してしまった。

ペーパーレスとはいえ、広報誌は紙面を郵送している。

今後ペーパーレスを続行するかどうかはわからないが、その一環として、全青の広報誌のデータ配信も案の一つとして出てきている。

#### 《千葉青税》

対外的には、東京青税の合格者祝賀会に参加し、そこに参加している

千葉県在住者に対する、千葉青税の合格者祝賀会への勧誘がメインである。

青税に対する周囲の認識の温度差が激しく、例えば柏支部では青税の名前を出さない方がいいが、市川支部は青税に寛大で、支部長も青税の人だったりする。

対内的には、青税活動に実際に参加してくれる人数が減少し、活動に困窮している。30周年記念の総会にも30人くらいしか参加がなく、普通の総会でも20名くらい。『数年前に』幹事会の参加者が3名だけということもあった。

研修活動も、集まりが悪いこともあり、あまり開催できない状況にある。青税以外でもたくさん研修が開催されているので、青税での研修は必要とされていないのかもしれない。

会としてのまとまりもなく薄く、特定の間人関係のつながりで青税に残っているケースも多い。行事にはノータッチの人も多い。

年代ごとのまとめ役がいれば、良いのかもしれない。

来週、緊急拡大幹事会の開催を予定しており、そこで千葉青税の今後が話し合われる予定である。

### 3. その他

#### (1) 合格者の傾向

近年は、税理士法人の設立の増加もあり、社員税理士及び補助税理士が増えた。

そのため、勤務の関係から時間的制約もあり、青税活動に対する影響も大きい。

名古屋青税では、青税活動を夜か土日に限るなどの対応を行っている。

#### (2) 会費について

剰余金が残る傾向にある青税が結構あるようである。会費が高いために入会を渋る新合格者もいるようである。

岐阜青税：会費が最も高い青税。青税の中で、唯一入会金制度がある。確かに、今の人には3万円は高く感じられるようである。

千葉青税：入会直後の会費を、その年度のみ無料にしたり低額にしたこともあるが、結局は本来の会費を払う時点で、退会する人も多い。要は、会費を払う気があるかないかの問題で、会員数は会費の金額とは直接関係がないように思われる。

東京青税：準会員の間は年会費6千円、正会員になるとやめてしまうケースがある。準会員の間は特典であるという意識が無いようである。

#### (3) 全国青税組織部へのご依頼

本日伺った各単位青税の窮状をお助けするため、もし要望があれば、会長及び組織部長が各単位青税の集まりに伺わせて頂く旨を説明し、各単位青税からの要望を募った。

埼玉青税：各単位青税の組織対策手法のノウハウ冊子を作って欲しい。

#### (4) 全国青税単位青税が存在しない

##### 地域についての情報

全青司が、数年前に日本全国の市町村に対して無料相談会開催に赴く旨をダイレクトメールで提案したところ、積極的に来てほしいと返事が来たところは数か所、現在そのうち宮城県亘理町で年二回定期的に無料相談会を開催している。

全青司の手法を学びに昨年度の城

田会長と大沼公益的業務委員長が亘理町相談会に参加したが、全青司からの情報提供は難しいと感じた。

各単位青税からの情報が一番効率的で有益である。

会長と組織部長はいつでもうかがうので、是非情報をお寄せ願いたい。

#### (5) 千葉青税からの要望

全青税あつての千葉青税、と言う意見が多いのも確かだが、実際活動ができるほど人数がいなくて、非常に苦しい。秋季シンポなどの研究発表のために何とか幹事が活動に参加するという現状はあるが、一部の人間が沢山の分担を担うことになり負担が非常に大きい。秋季シンポについて、例えば参加することが困難な場合には不参加とするようなことを全青税で検討してもらえたらどうか。

#### <川崎会長の回答>

開催地の単位青税については、設営に人員負担をとられて研究ができないので研究発表は不参加というような要望には実際に応えている。各単位青税の事情があると思うので、何かあれば相談いただきたい。

設営に負担のかかる開催地以外の単位青税については、まずは研究発表をできるだけお願いしたいと考えているが、個別事情については何でもご相談ください。

#### (6) 川崎会長からの情報

過去に全青を脱退した単位会があり、もう一度全青に勧誘すべきかどうか、非常に悩んでいるところである。

ご多忙中をご参集くださり、貴重なご意見を頂いた皆様のご協力に、深く感謝申し上げます。

せていただきました。

次号は、新執行部による広報誌になりますが、今後ともZenkoku Aozeilenをご愛読下さい。

それでは、8月3日さいたま大会でお会いしましょう！

A.M

## あしがき

早いもので、今回の150号が私が携わる最後の広報誌になりました。

この1年間お忙しい中、原稿依頼を快くお引き受け下さ

った会員の皆さん、写真を提供していただいた皆さん、ありがとうございました。この場をお借りして感謝申し上げます。

私自身も、国会陳情や日税連との懇談会等の取材活動を通じて、全青税の活動をじかに感じることができ大変良い経験をさ